

品川区人材スキルアップ支援事業助成金交付要綱

制定 令和6年4月1日区長決定 要綱第170号
改正 令和8年4月1日区長決定 要綱第 70号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区内中小事業者（個人事業主を含む。以下同じ。）に対し、東京しごと財団が実施する人材スキルアップ支援事業を利用した際に負担する費用の一部について品川区人材スキルアップ支援事業助成金（以下「助成金」という。）として交付することにより、品川区内中小事業者の個人の職業能力向上を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、品川区内（以下「区内」という。）に事業所を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者その他区長が認める個人事業主または法人もしくは組合とする。ただし、次のいずれかに該当する者および区長が別に定める業種に係る者を除く。

- (1) 一つの大企業（中小企業者以外の者をいう。以下同じ。）が発行済み株式総数または出資総額の2分の1以上を単独に所有または出資している企業
- (2) 複数の大企業が発行済み株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資している企業
- (3) 役員の半数以上を大企業の役員または職員が兼務している企業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる企業
- (5) 法人事業税および法人都民税（個人事業主にあつては特別区民税・都民税または市町村民税）を滞納している者
- (6) 品川区に対する使用料等の債務の支払が滞っている者

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）による規制の対象である者

(8) 品川区暴力団排除条例（平成24年品川区条例第34号）に規定する暴力団および暴力団員と密接な関係がある者

（助成金の交付対象事業等）

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）および助成金の名称は、次の表の左欄に掲げる事業に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる助成金の名称とする。

助成対象事業	助成金の名称
東京都が実施する、事業内スキルアップ助成金交付要綱（令和8年2月20日付7東し企雇第6118号）に基づく事業内スキルアップ助成・事業外スキルアップ助成金交付要綱（令和8年2月20日付7東し企雇第6118号）に基づく事業外スキルアップ助成	事業内・事業外スキルアップ助成金
東京都が実施する、DXリスキリング助成金交付要綱（令和8年2月20日付7東し企雇第6118号）に基づくDXリスキリング助成	DXリスキリング助成金
東京都が実施する、育業中スキルアップ助成金交付要綱（令和7年2月3日付6東し企雇第4664号）に基づく育業中スキルアップ助成	育業中スキルアップ助成金

（助成金の額およびその上限額）

第4条 助成金の額は、事業内スキルアップ助成金および事業外スキルアップ助成金に係る場合であって、対象の従業員が外国籍を有する場合は当該助成対象者が東京都により交付決定を受けた額の5分の2、それ以外の場合は5分の1とする。ただし、事業内スキルアップ助成金および事業外スキルアップ助成金に係る場合であって、対象の従業員が外国籍を有する場合の上限額は合計で60万円、事業内スキルアップ助成金および事業外スキルアップ助成金に係る場合であって、対象の従業員が日本国籍を有する場合の上限額は合計で30万円、DXリスキリング支援助成および育業中スキルアップ支援助成に係る場合の上限額はそれぞれ20万円とする。

2 前項の規定により算定した助成額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長に対し、品川区電子申請サービスによる交付申請（以下「オンライン申請」という。）を行わなければならない。

2 オンライン申請を行う場合には、次に掲げる事項を入力するほか、助成対象者であることを確認することができる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名および事業所所在地（法人にあつては、名称、代表者および事業所の所在地）
- (2) 助成対象事業
- (3) 助成対象事業の交付確定通知
- (4) 助成金の交付申請額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 第1項の規定にかかわらず、オンライン申請により難い事由がある場合は、申請者は、品川区人材スキルアップ支援事業助成金交付申請書（第1号様式）により区長

に申請しなければならない。

- 4 助成金の交付申請は、助成金の額の上限額に達するまで複数回申請できるものとする。

(助成金の交付・不交付決定)

第6条 区長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ、予算の範囲内で助成金の交付の可否および額を決定し、品川区人材スキルアップ支援事業助成金交付決定通知書(第2号様式)または品川区人材スキルアップ支援事業助成金不交付決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知する。

(助成金の請求および交付)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」)は、区長が指定する期日までに品川区人材スキルアップ支援事業助成金請求書(第4号様式)等により助成金の交付を区長に請求しなければならない。

- 2 区長は、前項の請求を受けたときは、交付対象者が指定した金融機関の口座に振り込む方法により、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 申請年度の末日までに第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

(助成金の返還)

第9条 交付決定者は、前条の規定により交付決定の全部または一部を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金の交付を受けているときは、直ちに助成金を返還しなければならない。

(違約金)

第10条 交付対象者は、前条の規定により助成金を返還する場合において、返還すべき助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては、既返済額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約金額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算して納付しなければならない。

2 前項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とする。

(委任)

第11条 この要綱で定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。